

西宮市学童等腎臓検診審議会傍聴規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、西宮市学童等腎臓検診審議会運営要領（以下、「要領」という。）第2条4項の規定に基づき、西宮市学童等腎臓検診審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

(定員)

- 第2条 会議を傍聴することができる者の定員は原則として10名とする。ただし、会場の条件その他の理由により、要領第2条第3項の規定に基づき、会長はこれを制限することができる。

(傍聴の手続き)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届（様式第1号）に住所及び氏名を記入のうえ、審議会の事務局（以下、「事務局」という。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。
- 2 前項に規定する傍聴の手続きは、会議開催予定時刻の30分前から開始し、傍聴証は先着順に交付する。
 - 3 傍聴証の交付を受けた者（以下、「傍聴者」という。）は、事務局の指示に従い、会場に入場するものとする。
 - 4 傍聴者は、傍聴証を他人に譲渡することができない。
 - 5 原則として、傍聴者への会議資料の配布は行わないものとする。

(傍聴証の返還)

- 第4条 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を事務局に返還しなければならない。

(傍聴できない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
 - (9) 児童及び乳幼児（監督者が傍聴者である場合を除く。）

(傍聴者の遵守事項)

- 第6条 傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- (1) 会議中に発言、質問等をしないこと。

- (2) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (4) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 会議において写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (8) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (9) みだりに席を離れないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(会長又は事務局の指示)

第7条 傍聴者は、すべて会長及び事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、会議が非公開とされた場合は速やかに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、注意を促し、又はこれを制止するよう命じなければならない。

2 会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを会場から退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

西宮市学童等腎臓検診審議会傍聴届

年 月 日

西宮市学童等腎臓検診審議会傍聴規程第3条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

住所 _____

氏名 _____

傍聴証番号 _____

傍 聴 証

第 号

西宮市学童等腎臓検診審議会

会議を傍聴する皆様へのお願い

傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。
なお、下記の事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。

また、この傍聴証はお帰りの際に事務局に返還してください。

- (1) 会議中に発言、質問等をしないようお願いします。
- (2) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないようお願いします。
- (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないようお願いします。
- (4) はち巻き、腕章の類を着用するなど、示威的行為をしないようお願いします。
- (5) 帽子、オーバーコート類を着用しないようお願いします（ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合を除きます）。
- (6) 飲食又は喫煙をしないようお願いします。
- (7) 会議において写真撮影、録画又は録音をしないようお願いします
- (8) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないようお願いします。
- (9) みだりに席を離れないようお願いします。
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないようお願いします。
- (11) 会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場していただきますようお願いします。
- (12) 委員長及び事務局職員の指示に従っていただきますようお願いします。

以上、ご協力のほどお願いいたします。